平成２６年（フ）第４８４号
大阪府富田林市西板持町７丁目16番33号
債務者　吉本　　忠
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４９７号
堺市中区土師町１丁11番21号　北田ハイツ205号、前住所堺市中区深井東町379番地15
債務者　中尾　仁彦
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
東京都西東京市東伏見４丁目６番13号桜マンション102号
債務者　坂元まみこ（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３２４号
大阪府寝屋川市点野４丁目８番14号
債務者　吉川　昌子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６１２号
大阪府門真市江端町７番７―101号
債務者　道脇　真美（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６５７号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　柳　　謙三
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５０４号
名古屋市中川区百船町20番11号　宝黄金ハイツ405号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区百船町20番11号
破産者　有限会社大原産業
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６６９号
愛知県常滑市塩田町５丁目147番地
破産者　株式会社古川水産
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５号
三重県松阪市飯南町有間野198番地１
破産者　福田　知優
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第６４９４号
大阪市中央区南本町２丁目６番12号サンマリオンＮＢＦタワー
破産者　株式会社日本エイペックス
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２号
兵庫県川西市加茂２丁目14番７号
破産者　共栄技研株式会社
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
東京都青梅市河辺町９丁目７番地の１霞台第１住宅10―105
破産者　後藤　皓二
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８３号
静岡県伊東市湯田町３番６号
破産者　株式会社山本商会
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
愛知県江南市古知野町高瀬32番地
破産者　有限会社ワカヤマ
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１２号
愛知県西尾市下町神明下37番地２、登記簿上の住所愛知県西尾市緑町４丁目30番地２
破産者　株式会社堀田コレクション
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
三重県津市河芸町一色1287番地１
破産者　西口　誠昭
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
大津市螢谷７番21号
破産者　瀬田川興産株式会社
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８号
兵庫県宍粟市山崎町三谷３番地１、前本店所在地兵庫県宍粟市山崎町山田207番地の６
破産者　飛石機械産業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部